

第一種動物取扱業者の皆様へ



「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、
令和2年6月1日から施行されました。



【動物取扱責任者の選任要件が厳しくなりました】

選任要件が変わり、以下の①から④のいずれかの要件を満たす必要があります。
ただし経過措置により、令和2年5月までに登録されている事業所の責任者の方は、
令和5年5月31日までに、改正後の要件①から④のいずれかを満たすようお願いいたします。

＜令和2年6月以降の動物取扱責任者の選任要件＞

- ① 獣医師の免許を取得していること
- ② 愛玩動物看護師の免許を取得していること（新設の国家資格のため、現時点で該当者はいません。）
- ③ 次の（ア）、（イ）の両方を満たしていること

（ア）
種別に係る半年以上の実務経験
又は
実務経験と同等の1年間以上の飼養経験



（イ）種別に係る知識及び技術に
ついて1年間以上教育する
学校等を卒業

- ④ 次の（ア）、（ウ）の両方を満たしていること

（ア）
種別に係る半年以上の実務経験
又は
実務経験と同等の1年間以上の飼養経験



（ウ）公平性、専門性のある団体が
行った試験により資格等を
得ていること

※「実務経験」、「飼養経験」、「1年間以上教育する学校等」「資格」等の詳細は、
動物愛護相談センターまでお問い合わせください。

※以下のような場合には改正後の要件を満たすことが必要です。（経過措置は適用されません）
事前に動物愛護相談センターまでお問合せください。

- 種別の追加
- 営業者が変わる（例：個人→法人への切替等）
- 飼養施設を設置する（例：出張ペットシッターが飼養施設を設けてペットホテルも行う）

※令和2年5月までに登録済みの事業所での責任者変更や、登録の更新手続きの際は、旧要件の
ままで手続きが可能です。令和5年5月31日までに改正後の要件を満たしてください。

動物愛護管理法改正の詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

23区・島しょ地域

東京都動物愛護相談センター

〒156-0056

東京都世田谷区八幡山2-9-11

電話 03-3302-3507(番号案内1)

ホームページ <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/>

多摩地域

東京都動物愛護相談センター多摩支所

〒191-0021

東京都日野市石田1-192-33

電話 042-581-7435

